

Q&A

研修関係



研修を受講していない者を酒類販売管理者に選任することができますか？



研修を過去3年以内に受講した者のうちから酒類販売管理者を選任しなければならないため、研修を受講していない者を酒類販売管理者に選任することはできません。

なお、酒類販売管理者を選任しない場合には、3ページに記載のとおり、罰則の適用があります。

酒類販売管理研修は、致醉性などを有する酒類の特性や酒類小売業者が遵守すべき関係法令の知識の向上を図ることにより、販売場における酒類の適正な販売管理の確保について実効性を高めることを目的として実施されるものです。



研修には、受講手数料がかかるのですか？



研修受講には、各研修実施団体が定める受講手数料として実費相当額をご負担いただくことになります。具体的な金額は各研修実施団体にお尋ねください。

各研修実施団体の連絡先は、国税庁のホームページ（酒類販売管理研修実施団体の指定状況等）からご確認いただけます。



研修ではどのようなことを学ぶのですか？



次のような事項についての知識を修得していただきます。

- 酒類の特性
- 酒類小売業者等が酒類の販売業務に関して遵守しなければならない法令（酒税法、酒類業組合法、二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律、リサイクル関係法、独占禁止法等）
- 酒類と健康等
- 酒類の商品知識



酒類販売管理者に、定期的な研修の受講をさせていない場合には、罰則がありますか？



定期的な研修（前回の研修を受講してから3年を超えない期間ごと）を受講されていない場合には、勧告、命令を経て、罰則の適用（50万円以下の罰金）があり、併せて免許を取り消されることがあります。

法令改正への対応や変化の激しい現代において、酒類の適正な販売管理をしていただくためには、常に新たな知識を修得していただく必要があることから、定期的な研修の受講が義務づけられていますので、必ず受講させてください。